

## 関西大学校友会富田林支部会則

第1条 本会は関西大学校友会富田林支部と称し事務所を富田林市西板持町七丁目10番45号幹事長 土井啓司 宅に置く。

第2条 本支部は会員相互の厚誼を厚くし母校関西大学の発展に寄与することをもって目的とする。

第3条 本支部は富田林市及び近接町村に居住し、又は勤務先をもつ校友をもって組織する。

第4条 本支部は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 母校関西大学及び同校友会への協力
- ② 支部会員名簿の発行
- ③ 支部会員の懇親並びに慶弔
- ④ その他本会の目的を達するために必要な事業

第5条 本支部に次の役員をおく。任期は2年とする。

支部長 1名 副支部長 若干名 幹事長 1名 幹事 若干名

第6条 支部長並びに副支部長は総会において、これを選任する。幹事長及び幹事は支部長及び副支部長が協議の上推薦し、支部長が委嘱する。

第7条 支部長は本部を代表し、諸会議を招集する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはこれを代行する。
- 3 幹事長は支部長の命を受け、会務を掌理する。
- 4 会務は役員会の決議を持って運営する。

第8条 支部には顧問、相談役をおくことが出来る。

- 2 顧問及び相談役は役員会の推薦と総会の承認により支部長これを委嘱する。顧問及び相談役は重要会務の諮問に応じ、かつ役員会に出席して意見を述べる事が出来る。

第9条 本支部の経費は会費、寄付金及びその他の費用をもってこれにあてる。

第10条 総会は年1回開催し、必要あるときは随時総会を開くことができる。

第11条 決議は出席会員の過半数で、これを決める。可否同数のときは支部長これを決する。

第12条 本規約に定めのない事項については支部長が別に定める。

### 附 則

この会則は平成17年4月23日から施行する。